

新潟市国際交流協会広告掲載事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人新潟市国際交流協会広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、公益財団法人新潟市国際交流協会が実施する広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体ごとの規格等)

第2条 広告媒体ごとの規格、掲載場所、掲載期間、掲載料（以下「規格」という。）を別表のとおりとする。

別表

	掲載の種別	1 枠の大きさ	掲載場所	掲載期間 (月または枚)	掲載料 (税抜き)
①	ホームページ	縦 60 ピクセル×横 120 ピクセル、100KB	トップページ	1 か月	日本語版 1,500 円 英語版 750 円 中国語版 750 円
②	広報紙「かけはし」	縦 30mm×横 64mm	最終ページ (カラー)	1 か月	2,000 円
③	外国語情報紙	縦 30mm×横 64mm	最終ページ (モノクロ)	1 か月	英語・中国語 各 750 円 韓国語・ロシア語・フランス語 各 500 円
④	封筒 (長 3)	縦 45mm×100mm	裏面	1,000 枚 (約 6 か月)	2,400 円
⑤	封筒 (角 2)	縦 125mm×100mm	裏面	500 枚 (約 6 か月)	4,500 円

*掲載料に別途消費税がかかります。

2 ①から③は、前項の規定に関わらず、長期契約（12 か月以上）の時は、掲載料を減額することができる。

3 前 2 項の規定に関わらず、別表に基づき規格等を変更することができる。

(広告掲載希望者の募集)

第 3 条 広告掲載希望者の募集は、協会ホームページ、広報紙「かけはし」、外国語情報紙への掲載その他の方法で行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第 4 条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（別記様式第 1 号）に掲載しようとする広告案（電子データを含む）と活動概要などわかる資料を添えて申込む。

2 広告掲載希望者は、掲載しようとする広告又は団体は同一でなければならない。

(広告掲載の決定)

第5条 要綱の規定により、申込み内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書(別記様式第2号)または広告不掲載決定通知書(別記様式第3号)により通知する。

(広告掲載料の納付)

第6条 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、指定した期日までに、広告掲載料を協会に一括納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第7条 広告主は、指定する期日までに、広告原稿(電子データ可)を作成し、提出するものとする。

(広告内容の責任)

第8条 広告主は、掲載広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとする。

(広告掲載の取止め)

第9条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取止めることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取止めするときは、広告掲載取止申請書(別記様式第4号)を提出するものとする。

3 第2項の規定により広告掲載取止め申請を受けたときは、既納の広告掲載料は、返還しない。また、これに伴う費用については、広告主の負担とする。

(広告掲載料の返還)

第10条 納付した広告掲載料は、広告主の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消した時は、納付済みの広告掲載料を広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載期間または広告掲載枚数による日割りまたは枚数とし、1円未満の端数金額は切り捨てるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年11月7日から施行する。